

平成 27 年9月9日

株主各位

株式会社フジコー

代表取締役社長 小林 直人

第 42 期定時株主総会招集ご通知におけるインターネット開示情報
(法令および定款に基づくみなし提供事項)

法令および当社定款第 14 条の規定に基づき、第 42 期定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ(<http://www.fujikoh-net.co.jp>)に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

1. 事業報告..... 1～5 頁
「企業集団の現況に関する事項」
 - ・その他企業集団の現況に関する重要な事項「会社の株式に関する事項」
 - ・発行可能株式総数
 - ・発行済株式の総数
 - ・株主数
 - ・その他株式に関する重要な事項「会計監査人の状況」
 - ・非監査業務の内容
 - ・会計監査人の解任または不再任の決定の方針
 - ・責任限定契約の内容の概要「会社の体制及び基本方針」
 - ・業務の適正を確保するための体制
 - ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況「会社の支配に関する基本方針」
2. 連結計算書類.....6～11 頁
「連結注記表」
3. 計算書類12～15 頁
「個別注記表」

【添付書類】

事業報告

(平成26年 7 月 1 日から
平成27年 6 月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 7, 200, 000株

(2) 発行済株式の総数 3, 820, 200株 (自己株式78株を含む)

(3) 株主数 2, 514名

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会計監査人の状況

(1) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア．当社は、経営理念に基づき、企業倫理規程、基本方針、社員心得（実施事項）による基本原則の順守が企業の存続、発展に必要不可欠であると認識しております。取締役及び使用人が法令及び定款を順守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行する。
- イ．取締役会は、原則として月 1 回以上開催し、取締役間の情報共有を図るとともに、相互の職務執行を監視・監督する。また、監査役による職務執行の監査を受け、必要に応じて外部専門家の活用を図ること等により、法令及び定款に反する行為の未然防止に努める。
- ウ．取締役は、他の取締役および使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- エ．内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査担当者を置くとともに、取締役会及び管理者会議を通じて、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
- オ．監査役会は、当社のコンプライアンス体制の整備・運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要な情報及び書面の取扱いは、法令及び社内規程に基づき、適切に保存する。これらの情報等は、法令及び社内規程に従い、必要に応じ閲覧可能な状態で管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスクの分析及び検討を行い、全般的な事項については「リスク管理規程」に基づき、日常の事業活動における資金管理、資産運用、個別取引等については「与信管理規程」等に基づき、各部門において適切な管理体制を構築する。また、地震・洪水・事故・火災等の災害、役員・使用人の不適切な業務執行、基幹 IT システムの故障等のリスク発生時における損失の拡大を防止するとともに事業の継続性を確保するよう努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に基づき、定時取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令及び定款で定められた事項、その他重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに取締役相互の職務執行を監督する。決定事項については、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」及び責任権限を明確にする「職務権限規程」等の各種規程に定める機関又は手続きに基づき職務を執行するとともに取締役会において報告を行い、進捗状況及び結果を検証する。

また、経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」に基づき、取締役会において当社グループの経営計画について、取り組み及び進捗状況を定期的に報告するものとする。

(5) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するため、各社が取締役および使用人の行動指針となる行動規範や諸規程を定め、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
- イ. グループ会社の経営管理については、各社の自主性及び独立性を尊重しつつ、必要な助言・指導を行うことにより、グループ会社の健全性及び効率性の向上を図る。
- ウ. グループ会社における経営上の重要な事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の承認または当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。また、各社の事業運営やリスク管理体制などについて、各担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。
- エ. 取締役は、グループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- オ. グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、各社の取締役及び使用人は、当社の内部監査担当者または監査役に速やかに報告するものとする。監査役は、直ちに監査役会に報告するとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役は、必要がある場合は、事前に内部監査管掌取締役に通知したうえで、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することが出来る。監査役が補助する使用人の採用を求めた場合は、取締役との協議により決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号により監査役から命令を受けた使用人は、監査役の指揮命令に基づき、取締役の指揮命令に従う義務を負わないものとする。監査役の補助をすべき使用人の人事権に関する事項の決定は、監査役会の事前の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議において、意思決定における検討内容及び職務の執行状況その他の事項を常勤監査役に報告する。また常勤監査役は重要な決裁資料及び関係資料等の情報について随時確認が可能な体制を整備するとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。

取締役及び使用人は、「会社の信用の大幅な低下」、「会社の業績への重大な悪影響」、「社内外に影響を与える重大な被害」、「企業行動基準、倫理規程その他の社内規程への重大な違反」その他これらに準じる事項が起こった場合、又はその恐れがある場合は、発見次第速やかに監査役会に報告するとともに、迅速かつ的確に対応する。なお、監査役会に上記の事実を報告した当社及び子会社の役員及び使用人に対して、上記報告を理由に人事処遇において不利な扱いを行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

公正性及び透明性を担保するため、監査役の過半数は社外監査役とする。取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を妨げないものとする。監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。また、監査役は、独自に意見形成するため、自らの判断で弁護士、公認会計士等、外部のアドバイザーを活用する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社では、反社会的勢力の定義を「暴力、威力と詐欺的手続きを駆使し、経済的利益を追求する集団又は個人」とし、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求に対して一切の関係を排除することを基本方針としております。

また、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、反社会的勢力とは付き合わない旨を記載した基本方針を社内に掲示しております。さらに事業部では外部専門機関による情報と支援を得るため定期的な講習会の受講と情報交換会へ出席し、警察関係機関との連携を図っております。

万一、各部門に対して反社会的勢力から不当要求等が発生した場合は、組織全体での対応を基本とし、すみやかに所轄の警察へ通報し、本社管理部では、報告された内容について現状把握と事実関係等を調査し、その対策について、代表取締役社長と協議の上、必要に応じて顧問弁護士へ相談し、直接的な対応を行います。また、発生した事象については適宜、社内規程等に反映することとしております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社グループでは、コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員全員を対象とした全体社員研修会を年1回開催し、全般的なコンプライアンスに関する研修を行っております。また、取締役会及び取締役、監査役を含めた各部門責任者で構成する管理者会議を定期的を開催することで、コンプライアンス体制の強化を図っております。

② リスク管理体制に関する取り組み

当社グループの業務執行に関するリスクについては、認識・識別及び分析・評価を行う事により、発生防止に努めるとともに発生した場合の損失の最小化を図っております。

取締役、監査役並びに部門責任者の連携を強化し、当社グループで対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策、当該対応策の進捗状況の点検を行っております。また、リスクが発生した場合の再発防止に関する検討を行っております。

個別取引、資金管理等を含めた財務報告に関するリスクについては、内部監査担当者による内部統制評価の整備と運用の評価を行っております。

③ 業務執行の適正確保及び効率性に関する取り組み

取締役会において法令及び定款で定められた事項及びその他の事項に関しても細かな報告を行う事により、取締役相互の職務施行に関する監督を行っております。決議された業務執行に関する重要な事項については、管理者会議において、各部門責任者からの意見を取り入れながら議論・検討を行い、効率的な業務執行を行っております。

④ 内部監査体制の取り組み

内部監査担当者により当社グループの年間内部監査計画を立案し、代表取締役社長の承認を得て、当社グループ各部門の内部監査を実施しております。その結果は、監査役及び管理者会議に報告することで情報を共有し、必要に応じて業務の改善を図っております。

⑤ 監査役会への情報共有の取り組み

監査役は、取締役の業務執行の妥当性や適正性を確認するため、取締役会での報告事項に加え、管理者会議への出席、事業所への往査を継続的に行うとともに代表取締役社長の経営方針や課題等について意見の聴取を行っております。また、重要な決裁資料及び関係資料に関する情報を共有する体制を構築しております。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

[連結注記表]

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社一戸フォレストパワー、株式会社一戸森林資源

御所野縄文パワー株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社遊楽ファーム

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

（非連結子会社）

株式会社遊楽ファーム

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

a 仕掛品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

b 原材料及び貯蔵品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50 年

機械装置及び運搬具 2～17 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が21,507千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、事業所等の原状回復等に係る債務を合理的に見積ることが可能となったことにより、見積りの変更に伴う増加額16,614千円を新たに資産除去債務として計上しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳

仕掛品	15,379千円
原材料及び貯蔵品	125,810千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	812,967千円
機械装置及び運搬具	228,377千円
土地	187,054千円

計	1,228,399千円
---	-------------

上記のほか、連結消去されている連結子会社株式532,200千円を担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

一年以内返済予定長期借入金	133,120千円
長期借入金	1,640,742千円

計	1,773,862千円
---	-------------

3. 有形固定資産の減価償却累計額

	2,699,728千円
--	-------------

4. 当社及び連結子会社(株式会社一戸フォレストパワー)は、設備資金の効率的な調達を行うため当社は取引銀行7行、連結子会社は取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,399,000千円
借入実行残高	1,007,142千円

差引額	1,391,858千円
-----	-------------

5. 国庫補助金等による圧縮記帳額

	1,361,078千円
--	-------------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,820,200株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年9月29日 定時株主総会	普通株式	34,126	9.00	平成26年6月30日	平成26年9月30日
平成27年2月9日 取締役会	普通株式	18,963	5.00	平成26年12月31日	平成27年3月11日
計		53,089			

(注) 平成26年9月29日開催の定時株主総会における1株当たり配当額には40周年記念配当2円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年9月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 15,280,488円

② 1株当たり配当額 4円

③ 基準日 平成27年6月30日

④ 効力発生日 平成27年9月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 111,400株

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、さらなる事業拡大を図るため、必要資金を銀行借入等により調達しております。一時的な余剰資金につきましては、主に銀行預金等に限定し、余資運用は行わない方針であります。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクを伴っておりますが、債権管理規程、販売管理規程に基づき、期日ごとの入金管理、未回収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制となっております。

営業債務である買掛金は、その大半が2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金及びリース債務は、主に事業拡大を目的とした設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金等の流動負債は、資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を盛り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	533,068	533,068	—
② 売掛金	285,131		
貸倒引当金	△146		
	284,984	284,984	—
③ 買掛金	(213,532)	(213,532)	—
④ 未払法人税等	(74,475)	(74,475)	—
⑤ 長期借入金	(1,869,612)	(1,903,210)	(33,598)
⑥ リース債務	(142,817)	(144,078)	(1,261)

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

3. 長期借入金並びにリース債務には一年以内に期限が到来する長期借入金並びにリース債務を含んでおります。

4. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

売掛金については、回収実績による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

③ 買掛金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金、⑥ リース債務

長期借入金並びにリース債務の時価については、元利金の合計を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当連結会計年度末における賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	450円10銭
(2) 1株当たり当期純利益	42円01銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.64%から平成27年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.26%となります。

この結果、当連結会計年度において、繰延税金資産が1,990千円減少し、法人税等調整額が1,990千円増加しております。

[個別注記表]

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・仕掛品 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・原材料及び貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	7～35年
機械装置	5～17年
車両運搬具	2～7年
工具器具及び備品	2～10年
生物	3年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

1. 貸借対照表関係

前事業年度において、投資その他の資産「その他」に含めて表示しておりました「出資金」（前事業年度150千円）については、重要性が増加したため、当事業年度より区分掲記しております。また、前事業年度において投資その他の資産で区分掲記しておりました「破産更生債権等」（当事業年度1,586千円）及び「長期前払費用」（当事業年度11,969千円）並びに「保険積立金」（当事業年度14,890千円）については、重要性が減少したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、固定負債で区分掲記しておりました「株主からの長期預り保証金」（当事業年度10,000千円）は、重要性が減少したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

2. 損益計算書関係

前事業年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「損害賠償金」（当事業年度700千円）は、重要性が減少したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました営業外費用の「減価償却費」（当事業年度3,631千円）は、重要性が減少したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、事業所等の原状回復等に係る債務を合理的に見積ることが可能となったことにより、見積りの変更に伴う増加額16,614千円を新たに資産除去債務として計上しております。

4. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	741,700千円
構築物	71,266千円
機械装置	228,377千円
土地	187,054千円
関係会社株式（注）	472,100千円
計	1,700,499千円

（注）当社は、株式会社一戸フォレストパワーの銀行借入に対して、当社が保有する全ての同社株式の担保提供を行っております。

(2) 担保に係る債務

一年以内返済予定長期借入金	133,120千円
長期借入金	633,600千円
計	766,720千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,693,772千円

3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社一戸フォレストパワー 1,007,142千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	97千円
短期金銭債務	1,071千円

5. 当社は、設備資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	200,000千円
借入実行残高	— 千円
差引額	200,000千円

6. 国庫補助金等による圧縮記帳額 939,389千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	11,111千円
営業取引以外の取引による取引高	2,887千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	78株
------	-----

7. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産（流動）

未払事業税	5,256千円
未払費用	19,418千円
その他	492千円

繰延税金資産（流動）合計 25,167千円

繰延税金資産（固定）

関係会社株式評価損	741千円
減価償却超過額	5,982千円
減損損失	2,258千円
貸倒引当金	424千円
資産除去債務	5,359千円
評価性引当金	△9,029千円

繰延税金資産（固定）合計 5,737千円

繰延税金負債（固定）

有形固定資産（資産除去債務）	5,375千円
----------------	---------

繰延税金負債（固定）合計 5,375千円

繰延税金資産（固定）の純額 362千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.64%から平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.26%となります。

この結果、当事業年度において、繰延税金資産が1,990千円減少し、法人税等調整額が1,990千円増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連 当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 一戸フォレストパワー	(所有) 直接 100.0%	役員の 兼任1名	債務保証	1,007,142	—	—
				担保提供	472,100	—	—

(注) 当社は、株式会社一戸フォレストパワーの銀行借入に対して、債務保証及び当社が保有する全ての同社株式の担保提供を行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	465円94銭
1株当たり当期純利益	51円77銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。